

平成二十二年四月二十六日提出
質問第四二四号

上海万博における日本人歌手のヒット曲盗作に関する質問主意書

提出者 木村太郎

上海万博における日本人歌手のヒット曲盗作に関する質問主意書

本年五月一日に開幕する上海万博のPRソングが、ある日本のシンガー・ソングライターのヒット曲の盗作ではないかとされる疑惑が各メディアで報じられ、中国上海市の上海万博事務局は去る四月十七日、PRソングを暫定的に停止することを公式サイトで明らかにした。しかし四月十九日、シンガー・ソングライターの所属事務所に対して、上海万博事務局から同曲をPRソングとして使用したいとの申請があり、所属事務所側は曲の使用を快く受け入れた。これは同事務局が事実上盗作を認めたことになり、極めて遺憾なことであると考える。

従って、次の事項について質問する。

- 一 先に述べた内容について、中国側から日本政府に対して謝罪はあったのか。
- 二 一の謝罪に関連し、海上自衛隊の護衛艦に中国ヘリコプターが九十メートルまで接近した事案があったのに、胡錦濤国家主席とのワシントンにおける核保安サミットの合間での日中首脳会談で、抗議は言うに及ばず話題にもしなかつた弱腰外交の鳩山内閣・日本政府は、中国政府に対して、説明を求め抗議を行ったのか。

三 報道によれば、シンガー・ソングライターとその所属事務所側は、上海万博事務局からのヒット曲の使用申請を快く受け入れたとのことであり、感銘を覚えた。日本政府は、どのように思うか。

四 申し出を受諾する詳細な条件は、当事者間で詰めていくというが、こうしたことが二度と起きないよう、日本政府としてどのような対策を講じるべきと考えるか示されたい。

五 このような盗作騒ぎをはじめ、中国における各種模造品が、今なお絶えない状況において、日中友好関係を発展させるため、中国政府の更なる対応を求めべきではないか。またこれにより、日中友好関係において全く影響がないといえるのか。鳩山内閣の見解如何。

右質問する。